

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第4区分

【発行日】平成18年7月13日(2006.7.13)

【公表番号】特表2005-534814(P2005-534814A)

【公表日】平成17年11月17日(2005.11.17)

【年通号数】公開・登録公報2005-045

【出願番号】特願2004-529070(P2004-529070)

【国際特許分類】

C 23 C 4/10 (2006.01)

C 23 C 4/00 (2006.01)

【F I】

C 23 C 4/10

C 23 C 4/00

【手続補正書】

【提出日】平成18年5月25日(2006.5.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

非晶質マトリックス中に、離散した結晶質領域を含む複合材料であって、前記結晶質領域および前記非晶質マトリックスそれが独立して、前記結晶質領域および前記非晶質マトリックスの全重量を基準にして、それ少なくとも35重量パーセントのAl₂O₃と、Al₂O₃以外の金属酸化物とを含み、前記結晶質領域および前記非晶質マトリックスそれが、前記結晶質領域および前記非晶質マトリックスの全重量を基準にして、As₂O₃、B₂O₃、GeO₂、P₂O₅、SiO₂、TeO₂およびV₂O₅を合計して、それ10重量パーセント以下の量で含み、そして前記複合材料は、それ互いに直交するx、yおよびz軸方向寸法を有していて、前記x、yおよびz軸方向寸法のそれ少なくとも150マイクロメートルである、複合材料。

【請求項2】

前記非晶質マトリックスがガラス-セラミックである、請求項1に記載の複合材料。